

令和5年
第2回多摩市議会
定例会

委員会提出議案
(その2)

多摩市議会

委員会提出議案第2号

第六次多摩市総合計画基本構想特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和5年6月30日

| | | |
|-----|--------------|--------|
| 提出者 | 多摩市議会議会運営委員長 | 大くま 真一 |
| 賛成者 | 多摩市議会議会運営委員 | 池田 桂 |
| 同 | 同 | 遠藤 ちひろ |
| 同 | 同 | 池田 けい子 |
| 同 | 同 | 渡辺 しんじ |
| 同 | 同 | 岸田 めぐみ |
| 同 | 同 | きりき 優 |

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

第六次多摩市総合計画基本構想特別委員会の設置について

- 1 本議会に、議長を除く25人の委員をもって構成する第六次多摩市総合計画基本構想特別委員会を設置する。
- 2 この特別委員会は、任期を設置の日から令和5年第3回定例会最終日までとし、議会の閉会中も継続して、審査、調査、研究を行うことができるものとする。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、従前の地方自治法第2条第4項で規定されていた、基本構想に関する議会の議決の義務付けがなくなったが、基本構想を含む総合計画は、総合的・計画的にまちづくりを進める上での根幹となる計画であるため、多摩市では議会の議決すべき事件として条例化された。

このようなことから、議会として慎重に審議する必要があるため、第六次多摩市総合計画基本構想特別委員会を設置する。